

# 市政モニターからの提言⑦

## 防災対策

市政モニターの皆さんに「防災対策」について、アンケート調査を実施したところ、多くの提案やご意見をいただきました。主な内容について、市の方針をお知らせします。



内80%程度と位置付けています。また規模は、マグニチュード(M)8.4前後と推定し、M8.0だった1946(昭和21)年の南海地震よりはるかに規模の大きな地震を予想しています。そして、津波だけでなく甚大な建物倒壊被害も予想されると位置付けています。

また、県南海地震津波防災検討会では、高知県沖で地震が発生した場合、市への津波の最短到達時間は約25〜30分で、津波高は約5〜6mと想定しています。

＊津波に対しての注意事項は次のとおりです。

強い地震(震度4以上)を感じたとき、または弱い地震であつても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離

れ、急いで高台に避難する。津波は、繰り返し襲ってくるので警報・注意報が解除になるまで海岸に近づかない。正しい情報をテレビ・ラジオなどを通じて入手する。

Qあなたは、避難場所を知っていますか？

この質問は約70%の方が知っていました。また約60%の方が災害用非常持出し品を用意しています。

Q災害に備え「自主防災組織」の必要性を感じますか？

この質問には約90%の方が必要性を感じています。市では、平成11年度から自主防災組織結成に取り組んでおり、平成11年度は4組織、12年度には11組織の合計15組織が結成されています。そして今年度は、25組織の結成に向け、各地区に出向き説明会を開催しているところです。

「自主防災組織」は、平成10年9月の集中豪雨で防災関係機関だけでは対応できな

う結果でした。



### ■今後の取り組みなど

多くの方が心配していることは、災害弱者(高齢者・病人・幼児・障害者など)対策についてです。災害が起こったときに、もっとも厳しい状況で自分を守らなくてはならない方たちです。自主防災組織を結成している地域では、防災組織の役員や近所の方々が災害弱者に対し、責任をもつて避難誘導・救助などの役割を分担していますが、日ごろから隣近所とのコミュニケーションが大切です。

市政モニター制度は、南国市総合計画に基づき「市民が主役で参画するまちづくり」を進めるために、実施しています。

かつた教訓を基に、「自分の命は自分で守り、自分たちの地域は皆で守る」を合言葉に、情報の伝達・災害弱者救助・初期消火・避難誘導訓練などを通じ、防災意識を高めることを目的に結成しています。

Q市が毎年6月に実施している総合防災訓練を知っていますか？

この質問は50%の方が知り、また『総合防災訓練に参加してみたいか?』については、75%の方が参加してみたいとの回答でした。毎年、広報で総合防災訓練のお知らせをしています。一人でも多くの市民の皆さんの参加をお願いします。

Q災害が起こったとき、どのようなことが知りたいですか？

この質問には、「地震の規模や被害の状況」約70%、「災害被害状況」約60%、「救助活動状況」約45%で、やはり災害についての情報が大切だとい

## 介護保険

保険料は介護保険の大切な財源です。納め忘れたら大変なことになるので、納め忘れないようご注意ください。

皆さんが安心して介護保険サービスを利用するためには、保険料納付は欠かせません。ご協力よろしくお願いいたします。

保険料を納め忘れると給付制限などが行われます

みんなで支えあう介護保険制度では、保険料の負担を公平に保つために、納め忘れ(滞納)がある場合には次の措置がとられています。

▼保険料を1年以上納めないでいると

利用者が介護サービスにかかった費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで払い戻し(費用の9割)を受けるかたちとなります。

▼1年6カ月以上納めないでいると

利用者が費用の全額を負担し、申請後も払い戻しが一時差し止められることとなります。さらにこれまで納めなかった保険料の額と、差し止

めた払い戻しの額とを相殺する場合もあります。

▼2年以上納めないでいると納めないでいる期間に応じて、自己負担後の払い戻しの額の割合が9割から7割に引き下げられます。

また、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。

＊高額介護サービス費とは

1割の負担が高額になり、一定額を超えた場合に支給される費用のこと。

保険料の納め忘れの額が著しく減った場合には、これらの措置がなくなります。

### 10月から実際に滞納措置がとられます

平成13年10月は65歳以上の人の保険料納付が始まって1年が経過しています。そのため、納め忘れの期間が1年を経過して、納め忘れによる右のような措置がとられることがあります。

お問い合わせは  
保健課高齢者介護保険係  
(880・6556)まで